省令

○法務省令第三十号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十日

法務大臣　上川　陽子

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

○農林水産省令第五十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十日

農林水産大臣　西川　公也

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一オメプラゾールを有効成分とする強制経口投与剤の項の次に次のように加える。

オルビフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百三十号）の施行に伴い、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「都道府県知事」の下に「（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあっては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条において同じ。）」を加える。

第六条中「前各条」を「前二条」に改め、「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を、「、都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

様式第三及び様式第四中「都道府県知事」を「都道府県知事　指定都市の長」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告示

○総務省告示第三百九十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等を次のとおり公示する。

平成二十六年十一月十日

総務大臣　山本　早苗

一　申請期間

平成二十六年十一月十一日（火）八時三十分から同年十二月十一日（木）十七時までの間

二　無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲

対地静止衛星軌道　東経百五十四度±〇・一度

三　使用する周波数

三・七GHzを超え四・二GHz以下

一一・四五GHzを超え一一・七GHz以下

一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下

四　申請書の提出場所

申請者の住所を管轄する、総合通信局又は総合通信事務所

五　問い合わせ先

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

衛星事業係　電話〇三（五二五三）五八一六

○総務省告示第四百号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等を次のとおり公示する。

平成二十六年十一月十日

総務大臣　山本　早苗

一　申請期間

平成二十六年十一月十一日（火）八時三十分から同年十二月十一日（木）十七時までの間

二　無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲

対地静止衛星軌道　東経百六十二度±〇・一度

三　使用する周波数

一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下

一八・八四五GHzを超え一九・六五GHz以下

四　申請書の提出場所

申請者の住所を管轄する、総合通信局又は総合通信事務所

五　問い合わせ先

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

衛星事業係　電話〇三（五二五三）五八一六

○政治資金適正化委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
四七四三	二六、一〇、一七	大保　久哉
四七四四	二六、一〇、一七	種岡　幹人
四七四五	二六、一〇、一七	中谷　裕之
四七四六	二六、一〇、一七	金本　昌史
四七四七	二六、一〇、一七	永井　康
四七四八	二六、一〇、一七	緒方　浩一
四七四九	二六、一〇、一七	林　祥良
四七五〇	二六、一〇、一七	吉川　嵩悠
四七五一	二六、一〇、一七	日野上達也

○法務省告示第四百八十四号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十二月十日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。